

1 計画の策定にあたって

■ 計画策定の趣旨

平成25(2013)年に策定した「高槻市男女共同参画計画」を継承する計画として、近年の社会経済状況や市民の意識の変化、法令等の動きを踏まえ策定

■ 計画期間

令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間
※概ね令和9(2027)年度に中間見直しを実施

■ 計画の位置づけ

・男女共同参画社会基本法と高槻市男女共同参画推進条例に基づく、高槻市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画
・DV防止法に基づく市町村基本計画
・女性活躍推進法に基づく市町村推進計画

■ 男女共同参画に関わる動向

・SDGsの達成に向け、ジェンダー平等及びジェンダー視点の主流化
・新型コロナウイルス感染症の拡大により、DV・性暴力の増加や女性の雇用・労働における影響等が顕在化

2 計画の基本的な考え方

基本理念

男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現

■ 基本的視点

(1) 男女共同参画社会の形成と次世代への継承

行政や市民、事業者、関係団体・NPOそして教育機関等の連携・協働によって、あらゆる分野におけるジェンダー平等、男女共同参画の視点の確保を図り、持続可能で活力のある男女共同参画社会を形成し、次世代へ引き継ぐための取組を推進する。

(2) あらゆる分野における女性の活躍の推進

女性が自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮し、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、政策・方針決定過程への参画を含め活躍することができるよう取組を推進する。

(3) DVや性暴力など、あらゆる暴力を容認しない社会の実現

配偶者や恋人などからの暴力(DV)や性暴力など、男女共同参画社会の実現を阻む要因となる、あらゆる暴力を容認しない社会の実現に向けて取り組む。

(4) 価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合う社会の実現

性別に関わりなく、一人ひとりの価値観やライフスタイルを尊重し、多様性を互いに認め合える社会の実現を目指す。

(5) 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画社会の形成を阻害する原因となっている、固定的な性別役割分担意識の解消を図る。

3 計画の体系



4 計画の指標

評価指標		現状値 令和3年度	目標値 令和14年度
基本目標1	審議会等委員の女性委員の割合	29.5%	40%以上 60%以下
	女性委員のいない審議会等の割合	8.8%	0%
	女性人材リスト登録者	8名	20名
基本目標2	高槻市職員の管理職(主査級以上)の女性の割合	19.1%	30%
	配偶者等から身体的・精神的暴力を受けた経験のある人の割合	全体 25.6% 女性 29.4% 男性 19.4%	減少
	配偶者等から暴力を受けたことがあるが、どこにも相談したことがない人の割合	全体 57.3% 女性 50.3% 男性 74.6%	減少
	DVを受けた時の相談先が市役所にあることを知っている人の割合	全体 23.8% 女性 20.6% 男性 28.3%	50%
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の認知度		17.9%	25.0%
基本目標3	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	全体 50.2% 女性 47.8% 男性 54.3%	80%
	性別による固定的な役割分担意識に同意する人の割合	全体 24.6% 女性 22.7% 男性 27.3%	①全体数値 15.7%以下 ②男女差縮小
	社会全体からみた男女の地位が「平等である」と思う人の割合	女性 7.0% 男性 15.8%	①20%以上 ②男女差縮小
	男女共同参画センターを利用したことがある人の割合	全体 0.7% 女性 0.8% 男性 0.5%	3.0% 3.0% 3.0%

5 計画の推進

- 計画の推進体制
 - ・市内の推進体制
 - ・市民、事業者、関係団体・NPO、教育機関等との連携
- 計画の進行管理
 - ・取組状況を点検・評価し、本市における男女共同参画の取組の課題の発見と対応を適切に実施